

別表第1（第2条関係）

推進事業の活用期間

1 原則

次の表の左欄に掲げる推進事業に定める事業区分に応じ、それぞれ右欄に定める期間とする。

| 事業区分 | 活用期間 |
|-------------------------------|---------|
| 1 消費生活相談機能整備・強化事業 | — |
| ① 消費生活センター等の整備 | 3年 |
| ② 消費生活相談対応力強化のための専門家の活用 | 7年 |
| ③ 製品関連事故等の原因究明等のための機能強化 | 7年 |
| ④ 地方苦情処理委員会の開催、あっせん等の強化 | 7年 |
| 2 消費生活相談員養成事業 | 7年 |
| 3 消費生活相談員等レベルアップ事業 | 7年 |
| 4 消費生活相談体制整備事業 | 7年 |
| 5 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業 | — |
| ① 上記1の事業に準ずる事業 | 上記1に準ずる |
| ② 市町村等の取組支援のための消費者行政担当者の体制整備 | 上記4に準ずる |
| 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 | 7年 |
| 7. 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務 | 設定なし |

(注) 1 活用期間は、推進事業ごとに令和3年12月2日前に推進事業を活用した期間を含み、当該推進事業を開始した年度の初日から起算する。

2 人口5万人未満であって財政力指数0.4未満である市町村については、活用期間をそれぞれ2年延長する。

※「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。

2 期間の特例等

(1) 活用期間の延長の特例

| 区分 | 特例の条件及び内容 |
|--------|---|
| 対象事業 | 上記1の表中1から6までの推進事業 |
| 対象市町村等 | 活用期間経過後において、交付金等を活用して整備した体制を維持し、又は更に強化することを対外的に表明した市町村等 |
| 特例の内容 | 活用期間をそれぞれ2年延長 |

(注)「表明」については、毎年度、その前年度において当該市町村等が表明したかどうかを確認する。

(2) 消費生活相談員が雇止めされた場合の活用期間の措置

| 区分 | 措置の条件及び内容 |
|--------|--|
| 対象事業 | 上記1の表中2から4まで及び5のうち、市町村等の取組支援のための消費者行政担当者（消費生活相談員に限る。）の体制整備に関する事業 |
| 対象市町村等 | 会計年度任用職員として任用された消費生活相談員の雇止めをしている市町村等 |
| 特例の内容 | 活用期間をそれぞれ2年短縮 |

(注) 1 「雇止め」については、毎年度の補助金の交付の決定時に、その前年度において雇止めを行っているか、又は雇止めを前提とした雇用ルールとなっているかを確認する。

2 該当事業区分ごとに、活用期間の最終年度の前年度までに雇止めの見直しをした市町村等を除く。

※ 「雇止め」とは、条例、規程等（人事等の内部規程を含む。）において、会計年度任用職員等として任用する消費生活相談員の任用回数に上限を設け、上限を超えた場合には同一の者を任用しないとの規定若しくは同様の効果を持つ規定を置いている場合又は一定の任用回数を超えた者を再度任用しない人事慣行が確認される場合をいう。任用回数に上限が設けられている場合でも、任用回数の上限を超えた後に、客観的な能力実証を行った結果として、同一の者の再度の任用が可能な場合は、「雇止め」に該当しない（ただし、その際に空白期間を設けないこと）。

別表第2（第4条、第5条関係）

【消費者行政推進事業】

| 区分 | 対象経費 | 補助率 |
|-------------------------|--|--------|
| 1. 消費生活相談機能整備・強化事業 | | |
| ①消費生活センター等の整備 | <p>消費生活センター等の新設、増設、拡充を図るために必要な事務所の設置、事務所の賃料（共益費その他これに類する経費を含む。以下同じ。）、事務所の改修、機材・事務用機器の設置、機材・事務用機器の賃料、執務参考資料購入、先行事例調査に要する謝金及び旅費並びに消費生活センター等に関する住民への周知に係る経費及び消費生活センター等の整備等の消費者行政の充実・強化の効果を把握するための調査経費</p> <p>（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 複数の市町村が協定を締結し、連携して実施する場合については、その協定には、交付金事業対象期間において、毎年度、中心となる市町村（以下「中心市町村」という。）に対して、中心市町村以外の市町村（以下「周辺市町村」という。）から消費生活センター等の運営のための一定の拠出金を供出することを明記するものとする。 また、本事業に参加する周辺市町村については、引き続き消費生活センター等を維持する場合は、本表事業区分欄の1から4までに掲げる事業を実施することができる。 事業計画策定時における機能から強化を図ろうとする部分を対象とする。 賃料を補助対象とする場合は、その事業費の半分を目途に消費者行政経費の自主財源（交付金相当分を除く。）が拡充（対平成20年度）又は充当されているものとする。 | 10分の10 |
| ②消費生活相談対応力強化のための専門家の活用 | <p>専門的知識を有する者を活用するために必要な講師謝金及び講師旅費</p> <p>（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 専門的知識を有する者は、弁護士、司法書士、一級建築士、医師、薬剤師その他の高度に専門的な知見を必要とする消費生活相談に対応するために必要な専門的知識を有する者とする。 専門的知識を有する者の活用については、その活用が相談員の専門性向上につながるものでなければならないものとする。 | |
| ③製品関連事故等の原因究明等のための機能強化 | <p>商品テスト機器の購入、試買品購入費等の調査費、専門家に商品テストの実施を依頼するための謝金及び旅費並びに商品テストを外部機関に委託するための経費</p> | |
| ④地方苦情処理委員会の開催及びあっせん等の強化 | <p>委員手当、委員等旅費、講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び調査費</p> | |

| | | |
|----------------------------|--|---------------------|
| <p>2. 消費生活相談員養成事業</p> | <p>〔実務的研修の実施〕 実務的研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、研修に参加する者の宿泊に係る経費、教材作成・購入、その他管理に係る経費に相当する部分 〔実務的研修への参加支援〕 (法人募集型) 日当、旅費 (自治体参加型) 会計年度任用職員については、給料、報酬、手当、費用弁償及び社会保険料。任期付短時間勤務職員については、給料、手当及び社会保険料。ただし、給料及び報酬については、一人の職員について、日額 15,000 円を上限 (注) 本事業は常勤職員は対象外とする</p> | |
| <p>3. 消費生活相談員等レベルアップ事業</p> | <p>〔研修開催〕 研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び教材作成・購入に係る経費に相当する部分 〔研修参加支援〕 消費者行政担当者が消費者行政に係る研修に参加するために必要な旅費、研修費及び教材費等</p> | <p>10 分の 10</p> |
| <p>4. 消費生活相談体制整備事業</p> | <p>ア 以下の (a) ~ (c) に掲げる業務を円滑に実施するための (i) 消費者行政担当者 (常勤職員を除く。) の勤務時間及び勤務日数の拡大 (ii) 消費者行政担当者 (常勤職員を除く。) の配置・増員 (iii) 消費者行政担当者による時間外勤務 に係る経費 (a) 消費者安全法 (平成 21 年法律第 50 号) 第 12 条の規定に基づく消費者事故等の消費者庁への通知。例えば、消費者からの苦情相談等に係る情報の P I O - N E T への入力期間の短縮 等 (b) 共通電話番号による全国的な相談窓口のネットワーク (消費者ホットライン) に参加することにより増加が見込まれる消費者からの苦情相談への対応。例えば、増加する相談に対応するために相談員を増員する 等 (c) 相談分野の拡大など消費者行政の強化。例えば、新たな分野の相談対応の実施、休</p> | |

| | | |
|-----------------------------------|---|-------------|
| | <p>日相談の実施、消費生活センター等で実施する相談員養成のための実務的研修において、相談員が研修参加者へ助言・指導を行うこと、事業者指導・法執行機能の強化 等</p> <p>イ 以下の（a）から（c）までに掲げる業務を円滑に実施するための消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の報酬引上げに係る経費 （a）苦情相談における「あっせん」の実施 （b）管内の消費生活相談員等に対する助言・指導 （c）アの（a）のうち、重大事故その他の消費者事故等の情報の分析に関する業務等</p> <p>ウ 会計年度任用職員に対しては、給料、報酬、費用弁償、社会保険料（雇用主負担分）、時間外勤務手当及び制度移行後に新たに発生した各種手当。任期付短時間勤務職員に対しては、給料、手当及び社会保険料（雇用主負担分）、常勤職員に対しては、時間外勤務手当。 （注） 1 当該事業を選択する市町村は、必要な経費等を市町村事業計画に記載しなければならない。 2 消費生活センターを設置する市町村については、共通電話番号による全国的な相談窓口のネットワーク（消費者ホットライン）への接続を当該事業実施の条件とする。 3 当該事業を実施しようとする市町村は、当該事業費の半分を目途に消費者行政経費の自主財源（交付金相当分を除く）が拡充（対平成20年度）又は充当されているものとする。</p> | 10 分の 10 |
| 5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等における消費生活相談等の体制整備やその水準向上に向けた取組を支援するために都道府県が実施する事業で、1.の事業内容に準ずるものについては、1を準用 ・市町村等の取組を支援するための消費者行政担当者については、4を準用 | |
| 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 | 消費生活相談員等の雇入れ等の経常的な経費を除き、当該事業の実施に必要な経費 | |
| 7. 消費者安全法第 47 条第 2 項の規定に基づく法定受託事務 | 当該事務に要する経費として明確に区分されるもの | |

【消費者行政強化事業】

| 事業区分 | | 補助対象経費 | 補助率 | |
|-------------------------------|---------------------------|--------------------------|---|------------|
| 1 地方消費者行政の情報化・自治体間連携の促進に向けた支援 | (1) 情報化の推進 | ① SNSを活用した相談受付を行うための体制整備 | SNSを活用した相談受付の実施を周知するための経費(チラシ、バナー広告等)、SNSを活用した相談受付の体制整備に係る費用(情報端末、SNSアカウント使用料、人件費等)及び相談情報の分析機能強化に係る費用(チラシ、専門家への謝金、人件費等) | |
| | | ②相談員の業務のテレワーク化に向けた体制整備 | テレワーク導入のための経費(パソコン、タブレット、周辺機器等)及びテレワーク浸透のための経費(マニュアル作成費、専門家への謝金等) | |
| | | ③非対面型来所相談対応の強化 | 非対面型来所相談のための経費(モニター、カメラ、ヘッドセット、パソコン、周辺機器等)及び非対面型来所相談周知のための経費(チラシ、広告、案内紙作成等) | |
| | | ④消費生活協力員等の見守り活動の支援 | 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の情報化のための経費(パソコン、タブレット、周辺機器等) | |
| | (2)自治体間連携の促進による相談体制の維持・充実 | ①指定消費生活相談員による市町村支援 | 市町村訪問に係る旅費及び指定消費生活相談員の報酬の増額分 | 2分の1又は3分の1 |
| | | ②広域連携の立上げ | コーディネーター業務の委託費、謝金、相談員のパソコン、什器、備品、参考図書等、広域連携の実施を周知するための経費(チラシ、広告等)及び広域連携に係る消費生活相談員の派遣に係る旅費(消費生活センター設置自治体が、周辺自治体へ相談員を派遣する場合等) | |

| | | | | |
|-----------------------------|--|--|--|------------|
| 2 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化 | (1) 配慮を要する消費者（高齢者、障がい者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用 | ①配慮を要する消費者（高齢者、障がい者、外国人等）への対応力強化 | 消費生活相談を受けるための体制（自動翻訳機、テレビ電話通訳、外国語通訳、手話通訳等）整備に係る費用、配慮を要する消費者を見守る人へ消費生活相談窓口を周知するための経費、研修開催経費、広報・啓発経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査（アンケート）費、消費者教育コーディネーター委託費及び人件費 | 2分の1又は3分の1 |
| | | ②消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築 | 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）構築のための協議会委員謝礼、研修開催経費、広報・啓発経費、業務委託費、実態調査（アンケート）費、通話録音装置に係る費用及び会場使用料 | |
| | (2) 消費者教育・啓発への取組 | ①新型コロナウイルス感染症に関する消費者問題の啓発、相談員等のメンタルケア等 | 研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費及び相談員等のメンタルケアに必要な経費（専門家派遣に必要な謝金・旅費等） | 2分の1又は3分の1 |
| | | ②消費者教育の推進 | 研修開催経費、広報・啓発経費、講師謝礼・教材作成費、消費者教育コーディネーター委託費・人件費及び実態調査（アンケート）費 | |
| | | ③風評被害の払拭のための取組 | 研修開催経費、広報・啓発経費、マルシェ開催経費、シンポジウム開催経費及び講師謝礼・教材作成費 | |
| | | ④新たな食品表示制度の普及・啓発 | 消費者等を対象とした普及・啓発に係る費用及び研修開催経費 | |
| | | ⑤適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援 | 研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費及び電話相談・相談会開催に係る費用 | |

| | | | | |
|--|---|------------------------|---|------------|
| | (3) SDGsへの取組 (エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等) | ①エシカル消費の普及・促進 | 研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費及び実態調査(アンケート)費 | 2分の1又は3分の1 |
| | | ②消費者志向経営 | 研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費及び実態調査(アンケート)費 | |
| | | ③食品ロス削減の取組 | 研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査(アンケート)費及び食品ロス削減推進計画の策定に係る費用 | |
| | (4) 法執行体制の強化及び事業者のコンプライアンス確保への取組 | ①価格監視・悪質事業者等への対応強化 | 事業委託費、人件費、執務参考資料の整備に係る費用、専門家の執務スペースの整備に係る費用、職員旅費及び業務委託先である外部専門家の旅費 | |
| | | ②公益通報者保護制度の推進 | 研修開催経費、シンポジウム開催経費、執務参考資料の整備に係る費用、講師謝礼・教材作成費、通報窓口の整備に係る費用及び広報・啓発経費 | |
| 3. 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業(国が指定する研修への参加等) | 以下に掲げる消費者トラブル・契約トラブル防止に係る研修 ・社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 ・配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応 ・消費者教育・消費者政策の普及啓発 ・消費者政策に関連する法改正等への対応 ・PIONEER2020刷新に係る研修 | 研修参加のための旅費・負担金及び研修開催経費 | 2分の1又は3分の1 | |

別表第3（第4条、第5条関係）

| 事業内容 | 経費 | | 補助率 |
|--|---|---|--------|
| | 区分 | 内容 | |
| 一般消費者に対する情報提供 や啓発の実施、契約・食・環境 等暮らしに関する様々な問題 についての学習活動 等 ・講演会開催 ・啓発チラシ作成及び配布 ・寸劇 ・勉強会 等 | 報償費 旅費 需用費 （消耗品費） （印刷製本費） 役務費 （通信運搬費） （手数料） 委託料 使用料及び賃借料 | 講師及び助言者謝金 講師及び助言者交通費、 活動員旅費等 看板、舞台装飾、文具等 資料、案内状、ポスター、 チラシ、広報紙、パンフレ ット、教材及び案内状等印 刷費 案内状、資料等の郵送料 講師手配手数料 会場装飾工事委託料 会場借上げ料 等 | 10分の10 |

別表第4（第7条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。